

許認可等審査基準事項一覧表（土壌汚染対策法(汚染土壌処理業)関係)

所管局名 みどり環境局

	課名	許認可等 事項名	根拠法令	根拠 条項	審査基準	設定等 区分	標準処 理日数	備考
1	水・土壌 環境課	汚染土壌処理業の許可(分 別等処理施設)	土壌汚染 対策法	法 第 22 条 第1項	法第22条第3項に適合すること及び平 成31年3月1日環水大土発第1903018 号「汚染土壌処理業の許可及び汚染 土壌の処理に関する基準について」 (以下、「環境省通知」という。)のとおり	法律	120日	
2		汚染土壌処理業の許可(浄 化等処理施設、セメント製造 施設、埋立処理施設、自然 由来等土壌利用施設)			法第22条第3項に適合すること及び環 境省通知のとおり	法律	150日	
3		汚染土壌処理業の更新の許 可(分別等処理施設)		法 第 22 条 第4項	法第22条第5項にて準用する法第22 条第3項に適合すること及び環境省通 知のとおり	法律	120日	
4		汚染土壌処理業の更新の許 可(浄化等処理施設、セメン ト製造施設、埋立処理施設、 自然由来等土壌利用施設)			法第22条第5項にて準用する法第22 条第3項に適合すること及び環境省通 知のとおり	法律	150日	
5		汚染土壌処理業の変更の許 可(分別等処理施設)		法 第 23 条 第1項	法第23条第1項にて準用する法第22 条第3項に適合すること及び環境省通 知のとおり	法律	120日	
6		汚染土壌処理業の変更の許 可(浄化等処理施設、セメン ト製造施設、埋立処理施設、 自然由来等土壌利用施設)			法第23条第1項にて準用する法第22 条第3項に適合すること及び環境省通 知のとおり	法律	150日	
7		汚染土壌処理業の譲渡及び 譲受の承認		法 第 27 条 の2第 1項	法第27条の2第2項にて準用する法第 22条第3項に適合すること及び環境省 通知のとおり	法律	60日	
8		汚染土壌処理業の合併及び 分割の承認		法 第 27 条 の3第 1項	法第27条の3第2項にて準用する法第 22条第3項に適合すること及び環境省 通知のとおり	法律	60日	
9		汚染土壌処理業の相続の承 認		法 第 27 条 の4第 1項	法第27条の4第3項にて準用する法第 22条第3項に適合すること及び環境省 通知のとおり	法律	60日	

	課名	許認可等 事項名	根拠法令	根拠 条項	審査基準	設定等 区分	標準処 理日数	備考
10	水・土壌 環境課	地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合している旨の確認申請	汚 染 土 壌 処 理 業 に 関 する 省 令	省令 第5条 第20号 ただし 書	地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合していること及び環境省通知のとおり	省令	15日	
11		1年間継続して省令の規定に従って大気汚染有害物質を排出している旨の確認申請		省令 第5条 第21号 ロ	1年間継続して省令の規定に従って大気汚染有害物質を排出していること及び環境省通知のとおり	省令	15日	
12		汚染土壌処理業許可証の再交付申請		省令 第 17 条第2 項	省令第17条第2項に該当するとき	省令	15日	

※浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、自然由来等土壌利用施設及び分別等処理施設とは、汚染土壌処理業に関する省令第1条に規定する施設をいう。

不利益処分基準事項一覧表

所管局名 みどり環境局

	課名	許認可等 事項名	根拠法令	根拠条項	審査基準	設定 等区 分	備考
1	水・土壌環 境課	汚染土壌処理業に 対する改善命令	土 壌 汚 染 対 策 法	法第24条	法第22条第6項の環境省令で定める 汚染土壌の処理に関する基準に適合 しない汚染土壌の処理が行われたと 認めるとき及び環境省通知のとおり	法律	
2		汚染土壌処理業の 許可の取消し等		法第 25 条 第1項	法第25条第1項の各号のいずれかに 該当するとき及び環境省通知のとおり	法律	
3		汚染土壌処理業の 許可の取消し等の場 合の措置命令		法第 27 条 第2項	法第27条第2項に該当するとき及び環 境省通知のとおり	法律	